

令和8年度群馬県市町村立学校職員の定年等に関する情報提供・意思確認実施要領

群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和59年群馬県条例第9号）附則第4項に基づき、情報の提供及び勤務の意思の確認を以下のとおり実施する。

1 対象者

情報の提供及び勤務の意思の確認の対象者は、令和8年度中に満59歳に達する県費負担教職員とする。ただし、以下の職員については対象外とする。

- ・ 臨時的任用職員及び任期付学校職員
- ・ 非常勤職員

2 情報の提供

群馬県教育委員会は、60歳以降の働き方に係る情報を以下の資料により提供する。

- ・ 「教職員の60歳以降の働き方」
- ・ 「教職員の60歳以降の働き方 Q&A」

3 勤務の意思の確認

群馬県教育委員会は、60歳以降の勤務の意思の確認を以下により実施する。

（1）意思確認票の提出

対象者は、2に掲げる資料を確認の上、様式1「60歳以降の勤務意思確認票（兼定年前再任用短時間勤務選考申込票）（以下「意思確認票」という。）」を作成し、エクセルファイルを校長へ提出する。

校長は、対象者から提出された様式1「意思確認票」のエクセルファイルを、（3）①で定める提出期限までに管轄する市町村教育委員会へ提出する。

市町村教育委員会は、各校長から提出された様式1「意思確認票」を様式2「意思確認集計表」エクセルファイルに転記し、（3）②で定める提出期限までに、当該エクセルファイルを管轄する教育事務所へ提出する。

教育事務所は、各市町村教育委員会から提出された様式2「意思確認集計表」を一つのシートに転記し、（3）③で定める提出期限までに、当該エクセルファイルを学校人事課へ提出する。

なお、エクセルファイルを提出する際はパスワードを設定するなど適切なセキュリティ対策を講じること。

（2）不明点の照会

対象者は、様式1「意思確認票」を作成するにあたり、不明点がある場合は、次のMicrosoft Formsにより県教育委員会へ照会を行うことができる。

照会内容については、個別に電子メールにより回答するとともに、必要に応じてQ&Aに追加する。

- ・ 照会フォーム URL：<https://forms.cloud.microsoft/r/YdVKe07Z6z>

- ・ Q&A 掲示場所：群馬県総合教育センター＞各課発行・提供資料

＞学校人事課＞定年引上げ関係資料

URL：<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/35270f641b0381a43409c5f2cb2313fc/>定年引上げ関係資料

- ・ 照会可能期間 令和8年10月9日（金）まで

※照会可能期間後は、やむを得ない場合に限り学校人事課で照会を受け付ける。



（3）意思確認票等の提出期限

- ①校長→市町村教育委員会

市町村教育委員会の指定する日

- ②市町村教育委員会→教育事務所

令和8年10月16日（金）

- ③教育事務所→学校人事課

令和8年10月23日（金）

(4) 意思確認票記載内容の変更

様式1「意思確認票」の記載内容については、原則として変更しないものとする。ただし、やむを得ず記載内容を変更する場合には、速やかに校長に申し出るとともに、3(1)の手順により様式3「60歳以降の勤務意思確認票変更届(兼定年前再任用短時間勤務選考申込票変更届)(以下「変更届」という。)」を随時提出するものとする。「変更届」が各市町村教育委員会から教育事務所に提出された際には、3(1)の手順により様式2「意思確認集計表」を一つのシートに転記したエクセルファイルを学校人事課まで提出するものとし、様式3「変更届」の写し等については提出不要とする。

なお、定年前再任用短時間勤務を希望する変更については、令和9年6月末までに様式3「変更届」を提出すること。

それ以外の変更については、遅くとも令和9年12月末までに様式3「変更届」を提出すること。

4 留意事項

定年前再任用短時間勤務を希望した者に対しては、別途令和9年8月頃に選考を行う。なお、様式1「意思確認票」は、定年前再任用短時間勤務選考の申込票を兼ねるものとし、改めて選考の申込を行う必要はない。

また、「1 対象者」のうち、61歳に達する年度以降も引き続き常勤勤務を継続している者が翌年度から定年前再任用短時間勤務を希望する場合、群馬県市町村立学校職員の定年前再任用実施要領第5条に基づき、希望する年度の前年度の6月末(別途期日を指定する場合もある。)までに選考申込書を校長へ提出すること。